

総社市消防訓令第1号

消 防 本 部  
消 防 署

総社市消防本部消防職員委員会運営規程（平成17年総社市消防訓令第11号）の一部を次のように改正する。

平成30年12月21日

総社市消防長 中山利典

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、総社市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成17年総社市規則第161号。以下「規則」という。）<u>第14条</u>の規定に基づき、総社市消防本部消防職員委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(消防職員の意見の提出先等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 規則第9条<u>第4項</u>に規定する意見の提出期限は、毎年度8月1日までとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 規則第9条<u>第3項</u>の規定による会議の開催通知は、様式第1号により行うものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、総社市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成17年総社市規則第161号。以下「規則」という。）<u>第13条</u>の規定に基づき、総社市消防本部消防職員委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(消防職員の意見の提出先等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 規則第9条<u>第3項</u>に規定する意見の提出期限は、毎年度8月1日までとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 規則第9条<u>第2項</u>の規定による会議の開催通知は、様式第1号により行うものとする。</p>

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。